

# 成年後見 センターだより

発行：新宿区成年後見センター  
平成26年12月1日発行

第5号

## 特集！任意後見制度 ～将来の不安に備えたい方に～

### 任意後見制度とは？

判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、本人があらかじめ選んだ代理人（任意後見人）に、身上監護や財産管理などに関する代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

#### ステップ1

公正証書で任意後見契約を締結し、契約内容決定

#### ステップ2

本人：判断能力低下

#### ステップ3

任意後見監督人選任＝契約発効

### A子さんの任意後見物語

●実際に任意後見契約を結ぶことになった場合、どのような流れになるのか、A子さんの場合を例に物語でみてみましょう。



さっそく新宿区成年後見センターに相談したA子さん。任意後見制度の説明を受けました。

### 新宿区在住 A子さん

- 72歳 女性 独居
- 数年前に夫逝去。子どもなし。甥姪はいるが、疎遠である。
- 悩み：頼れる親族がいないので、将来、認知症などになった場合、生活やお金の管理に不安がある。
- 収入：12万円/月（年金）
- 財産：持ちマンション（ローン完済）預金2,000万円



A子さんは、身近に任意後見受任者（※1）になってくれる人がいなかったため、新宿区成年後見センターから案内されたリーガルサポート東京支部に、任意後見受任の候補者として司法書士の紹介をお願いしました（※2）。

N  
司法書士



リーガルサポート東京支部

所属。新宿区内に事務所を構え、後見業務の相談を多数受ける。

よろしく  
おねがいします。

後日リーガルサポート東京支部より連絡があり、候補者として、N司法書士を紹介されました。

※1 任意後見契約を結んだ時から任意後見契約が発効する時までには、ご本人を支援する予定の人を、「任意後見受任者」と呼びます。

※2 任意後見受任者は任意に選ぶことができますが、専門職に依頼することを希望する場合、センターでは弁護士や司法書士等後見業務を専門とする各団体を紹介しています。専門職個人の紹介はしていません。

# 相談～任意後見開始までの流れ

## 1. 相談を通して契約内容を決める



判断能力が低下しても、安心して生活するためには何を決めておけばいいのかしら。

心配事はたくさんあるけど、任意後見人をお願いできるのかしら。

【ご不安を一緒に解決していきましょう！】

- 任意後見制度では、依頼主である相談者と任意後見受任者は長い付き合いになります。信頼関係を築き、良い関係でいることが大事だと考えています。相談者が不安に思った場合には、相談の相手を変更することも可能です。
- 任意後見契約の内容を決めるため、依頼主である相談者と受任候補者である専門家で話し合いを行います。相談回数は相談者が納得するまで行います。その際の相談料は専門家ごとに異なります。直接その専門家に尋ねてみてください（※3）。
- 判断能力が低下しても、その人らしい暮らしが継続できるよう、ご相談の間には、その方の生活環境、これまでの生活歴、これからの生活の希望、財産状況、親族や相続人の状況、亡き後のことなどを確認していきます。

※3 受任候補者が専門家に限られるわけではありません。



【判断能力が低下した後の心配事について】

- 任意後見契約の内容として、財産の保存・管理、金融機関との取引、定期的な収入の受領、支出・費用の支払い、郵便物の受領、介護契約・その他福祉サービスの利用契約、医療や入院に関すること等があり、その方の状況に応じて契約を結びます。任意後見契約締結後も契約内容の変更・解約は可能です。ただし、判断能力が低下し契約を結ぶことが困難になった後は、変更・解約はできません。その場合、必要に応じて法定後見制度に移行することがあります。
- 任意後見人への報酬については、両者の合意のもと、契約の中で決めます。
- 任意後見監督人は、家庭裁判所が決定します。監督人は、任意後見契約の内容が正しく実践されているか監督することが仕事です。

## 2. 任意後見契約を結ぶ

任意後見契約はどうやって結べばいいの？受任候補者と話し合って契約内容の案を決めたけど、誰か第三者がその内容を確認してくれるのかしら？

任意後見契約書



任意後見契約は、必ず公証役場にて「公正証書」という形にして結ぶ必要があります。公証人が、その契約が妥当かどうかを確認し、助言することがあります。また、契約書の条項間に矛盾する点がないかの確認もしてもらえます。

任意後見契約を結ぶまでの流れは、以下のようになります。

①

契約書の案を本人と受任候補者の間で作成する。

②

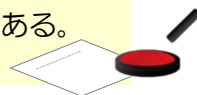
本人と受任候補者の間で契約を結ぶ公証役場を選ぶ。その際、身体状態によってはバリアフリーかどうか等を確認しておくとうい。

③

事前に公証人に契約書を見てもらい、内容を確認する。また、契約当日持参する書類等を確認し、契約締結日時の予約をする。

④

契約を結ぶ。この時、公正証書遺言を作成するケースもある。



## 3. 契約発効前の見守り

任意後見契約と同時に見守り契約を結ぶ場合、実際にどうやって見守りをしてくれるの？



見守りの方法は、見守り契約で定めませんが、方法としては例えば月1回電話で確認する、実際に会って確認する等があります。電話の場合には、本人から受任者に決まった時期に連絡してもらうことにすることがあります。これは、決められた時期に本人から電話連絡が来るかどうかで、本人の日付の感覚がしっかりしているかを受任者が確認するためです。

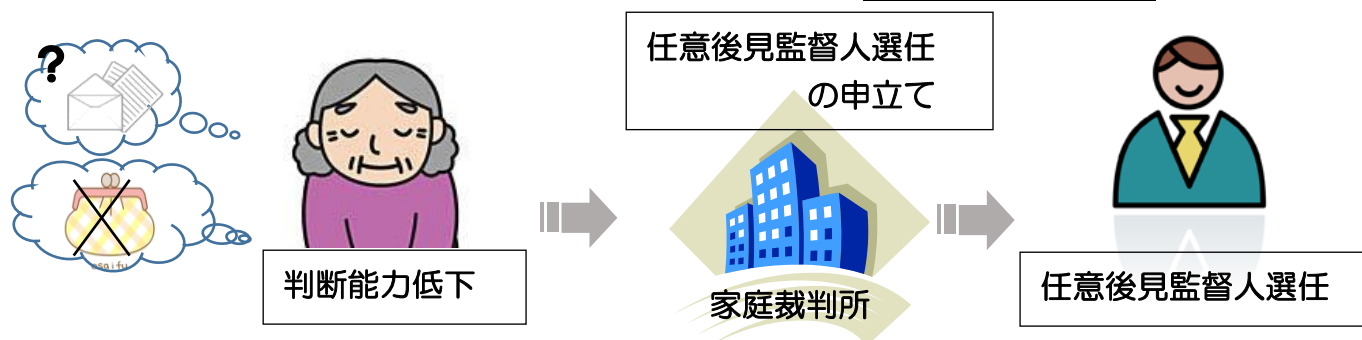
見守りでは、任意後見契約発効までの本人と受任者の関係を保ち、適切な時期に任意後見契約を発効できるように本人の状態変化を確認します。

## 4. 任意後見の開始

N 司法書士の話聞いて安心できたA子さん。相談を重ね、無事に任意後見契約と見守り契約を結びことができました。N 司法書士は見守り契約に基づき、月に1回A子さん宅を訪ねて見守りを行いました。

・・・ 5 年 後 ・・・

だんだんA子さんひとりで、郵便物の管理や銀行での払い戻しをするのが難しくなってきました。任意後見受任者であるN 司法書士は本人の同意を得て、家庭裁判所に監督人選任の申立てをしました。



家庭裁判所によって弁護士が任意後見監督人に選任されました。N 司法書士は任意後見契約に基づき、任意後見人としてA子さんに代わって家賃や介護サービス利用料を支払ったり、必要な介護サービス契約を結んだりして、Aさんが安心して自宅で生活できるように支援しています。

### 任意後見講座のお知らせ

平成27年2月21日(土) 13:30~15:30

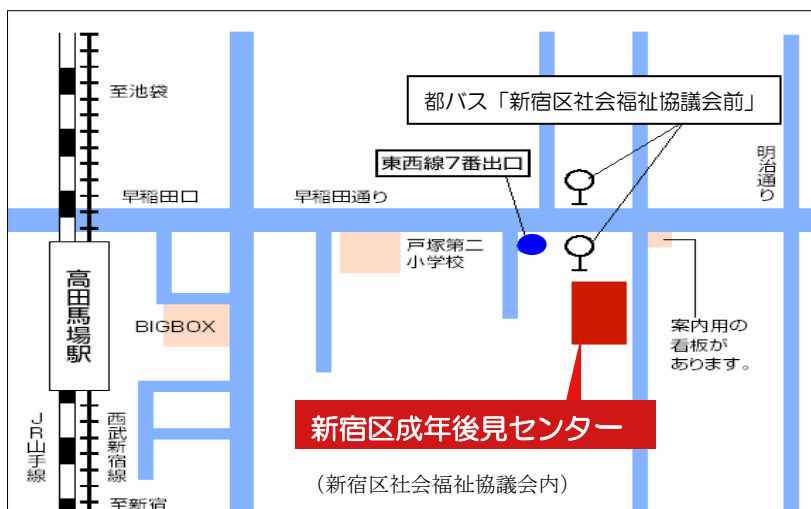
- ・ 場所：大久保地域センター3階会議室
- ・ 講師：高田馬場公証役場 公証人
- ・ 定員：40名
- ・ 予約制です。下記までお申し込みください。



※本事例は、当センターが用意した架空の事例に基づいてN 司法書士にインタビューを行ったものであり、N 司法書士の実際の受任ケースについて記載したものではありません。

## 新宿区成年後見センター ご案内

- ◇ JR山手線・西武新宿線  
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇ 東京メトロ東西線  
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇ 都バス  
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園  
または、「飯64」小滝橋⇄九段下  
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分



【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

新宿区成年後見センターは、新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています